

令和6年度

# PTA要覧



岐阜市立芥見小学校

〒501-3134

岐阜市芥見2丁目213番地

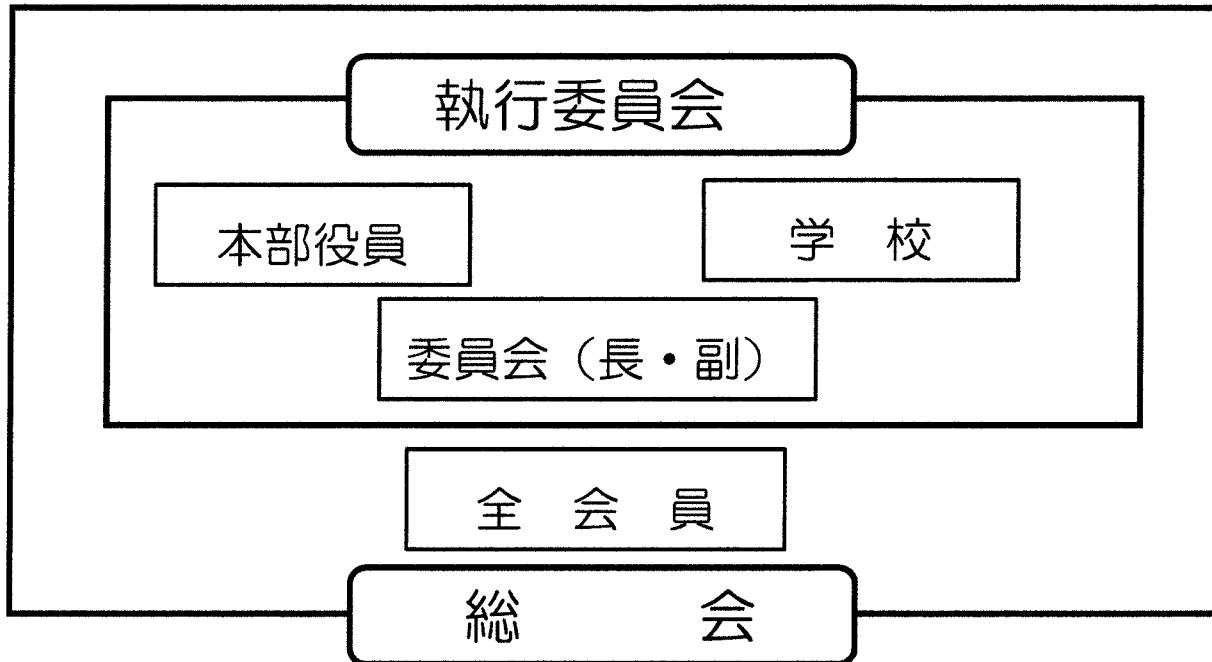
TEL 058-243-1025

FAX 058-243-5751

## 一目次一

- 1 PTA 組織
- 2 令和5年度 PTA 事業報告
- 3 令和5年度 学校協力金会計決算報告書
- 4 令和5年度 特別会計決算報告書
- 5 令和6年度 PTA 事業計画
- 6 令和6年度 学校協力金会計予算
- 7 令和6年度 特別会計予算
- 8 PTA 規約
- 9 個人情報取扱方針
- 10 PTA 慶弔規定

## 1 PTA 組織



【執行委員会】 総会の決議に基づいて事務を運営し、かつ総会に提出する提案の調整を行う。

【 総 会 】 全会員を以て構成され本会の最高決定機関である。

### 本部役員

会長・副会長・書記・会計・会計監査で構成され、PTA活動の一番中心となる部門。

#### 顧問/アドバイザー

本部役員を補佐し、PTAの諸活動の円滑な引継ぎに努める。

- PTA会員、学校、および外部の各種団体から意見や要望を聞き、活動に反映させるよう努める。
- 児童の安心・安全な登下校を守るための活動をする。
- 安全活動
  - 学校や地域が児童にとって安心・安全な環境であるための活動をする。

### イベント委員会

- 会員相互の研修を行い。地域社会及び家庭生活の向上発展に役立つ活動を行う。
- 児童の活動や家庭の様子、地域について紹介する活動を行う。
- 児童と保護者の健康安全の向上への意識を高める活動を行う。

## 2 令和5年度 P T A事業報告

月	本部・執行委員会	成人教育委員会	保健体育委員会	地域生活委員会
4	本部役員会・執行委員会 入学式(4/7) P T A委員総会(4/20) 青少年育成市民会議総会(4/29)	市教委説明会 P T A委員総会(4/20)	P T A委員総会(4/20)	110番MAPの配布(4/1~4/16) 春季交通安全指導(4/7~4/14) 芥見地区交通安全協会総会(4/23) P T A委員総会(4/20) 青少年育成市民会議総会(4/29) 集団登校(4/10~4/12)
5	本部役員会 学習参観(5/1) 市P評議員会(5/22) P T A総会(書面審議) 交通安全教室・交通少年団(5/19) 芥見オリンピック(5/25)	P T A総会(書面審議) リーダー研修会(5/12)オンライン	P T A総会(書面審議)	P T A総会(書面審議) のぼり旗の回収(5/8~5/12) 交通安全教室(5/19) 子ども見守り活動推進者の会(5/22) 委嘱補導員研修 芥見オリンピック(5/25)
6	本部役員会 第5ブロック交流会(6/3) 県P定期大会(6/8) 子育て委員会(6/19)			5ブロック交流会(6/3) 青少年育成・家庭部会→中止
7	本部役員会 市P評議員会(7/10)	家庭教育学級①「みんなでハグ＆ありがとう家族ラブラブデー」 家庭教育学級②「こころあったか親子de読書」(3日間)	学校保健安全委員会① 歯磨き大作戦 エプロン補修(7/20)	連絡協議会 集団下校指導(交安協・役員会) 地域歩道委員(7/5)
8	本部役員会 芥見フェスティバル(8/19)	芥見フェスティバル(8/19)	芥見フェスティバル(8/19) エプロン補修(夏休み中)	芥見フェスティバル(8/19) 交通少年団講習 見守り活動研修
9	本部役員会・執行委員会 市P評議員会(9/11) 子育て委員会(9/21)		保育だより①発行	執行部会(9/10) 秋季交通安全指導(9/21~9/30) 交通安全観音祈願祭(9/29)
10	本部役員会 土曜参観 市民運動会(10/8)		保育だより②発行	
11	県P研究大会(11/3) 本部役員会 高学年 学習参観(11/9) 地域生活委員選出→(廃止) 市P大会・市P実践発表 第5ブロック合同講演会(中止)	家庭教育学級③ 第5ブロック合同講演会 家庭教育学級④		地域生活委員選出(11/9)→廃止 資源分別回収(11/19)→廃止 連絡協議会 地域補導委員(11/26)
12	本部役員会 子育て委員会 第5ブロック交流会(12/2) 低学年学習参観(12/6)	家庭教育学級③ 「話そう！語ろう！わが家の約束」		第5ブロック交流会(12/2) 歩道橋除雪作業
1	本部役員会 市教委・学校公表会 学習参観(1/18)			歩道橋融雪作業(1/24) 110番の家・危険個所の確認 (隔年で実施のため、令和5年度は中止)
2	本部役員会 入学説明会(2/9) 市P評議員会(2/19)		学校保健安全委員会②(2/28)	地域補導委員(2/14) 連絡協議会 歩道橋除雪作業 地域生活委員総会→(廃止) 反省会 交通安全協会芥見支部長への挨拶→(廃止) MAPの更新→次年度
3	本部役員会常任委員会(中止)執行委 二十歳の自分に送る手紙 市P評議員会(3/21) 第5ブロック引継ぎ交流会(3/9) 卒業式(3/25)			ブロック会議→(廃止) のぼり旗の設置 交通安全協会芥見支部新役員研修(3/19)

### 3 令和5年度 学校協力金会計決算報告書

#### <収入の部>

款 項	予 算 額(円)	決 算 額(円)	備 考
会 費	1,446,000	1,449,500	月500円×12ヶ月 *長子数+教職員
雑 収 入	15,000	11	利息
繰 越 金	1,040,100	1,040,100	令和4年度より繰越金
差し戻し金	0	0	
合 計	2,501,100	2,489,611	

#### <支出の部>

款	項 目	予 算 額(円)	決 算 額(円)	備 考
会 議 費	会 議 費	会 議 費	3,000	0
運 営 費	運 営 費	運 営 費	5,000	0
活 動 費	一般活動費	本部役員活動費	100,000	58,149 用紙代 封筒代 会議費 等
		成人教育委員会活動費	40,000	5,767 家庭教育学級活動費
		保健体育委員会活動費	25,000	15,851 カラーテスター代等
		地域生活委員会活動費	75,000	13,736 交通安全教室
		活 動 費	80,000	20,242 広報誌用紙代等
会員研修費	会員研修費	会員研修費	20,000	3,860 研修交通費代
環境整備費	環境整備費	環境整備費	130,000	113,587 プロジェクター・牛乳ストロー入れ等
学習補助費	学習補助費	入学祝費	100,000	75,284 ヘルメット・連絡帳・連絡袋
		卒業記念費	120,000	102,405 傘・卒業証書ホルダー・筆耕等
		カラープリンター賃貸料	366,660	30555円×12か月
		カラープリンターインク代	263,780	261,470 黒(27000円×2本)+(29000円×2本×3色)+税
		水泳指導補助費	20,000	0
		児童図書充実費	40,000	39,644 児童図書の購入費
		活 動 費	150,000	131,188 児童活動援助費
教育振興費	教育振興費	研究補助費	0	0
分 担 金	分 担 金	分 担 金	120,000	77,530 市P連分担金・わが子の歩み・5日講演会協力金
涉 外 費	涉 外 費	涉 外 費	10,000	3,100 岐阜教育会費
慶弔費	慶弔費	慶弔費	30,000	10,000
予 備 費	予 備 費	予 備 費	802,660	0
		特別会計へ戻し入れ	0	0
合 計		2,501,100	1,298,473	

#### <決算の部>

収入合計	一	支出合計	= 残高
2,489,611		1,298,473	1,191,138

従つて、上記残高 1,191,138 円 を令和6年度へ繰り越しさせていただきます。  
令和6年 3月 27日

会長 奥山 慎司 会計 古田 真希 会計 鈴木 裕子

会計監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます。

令和6年 3月 29日

会計監査 野村 亮輔 富田 真啓

個人情報保護のため、印は省略して報告させていただきます。

## 4 令和5年度 特別会計決算報告書

### 収入の部

(単位円)

項目	金額
繰 越 金	815,649
貯金利息等	8
合 計	815,657

### 支出の部

項目	金額
	0
合 計	0

### 差引残高

収入	支出
815,657	—
	0 = 815,657

815,657 円は、令和6年度に繰り越しさせていただきます。

令和6年3月29日

会長 奥山 慎司  
会計 古田 真希  
会計 鈴木 裕子  
会計監査 野村 亮輔  
会計監査 富田 真啓

## 5 令和6年度 PTA事業計画(案)

月	本部・執行委員会	イベント委員会	月	安全活動(全保護者)
4	本部役員会・執行委員会 入学式(4/8) 子ども110番MAPの配付(4/8) PTA委員総会(4/15) 青少年育成市民会議総(4/29) 芥見地区交通安全協会総会(4/23)	執行委員会 PTA委員総会(4/15)	4	子ども見守り活動(手持ち旗) 春季交通安全指導(4/6~4/15)
5	本部役員会 学習参観・PTA総会(5/1) 家庭教育学級リーダー研修(5/17) 市P評議員会(5/22) 子ども見守り活動推進者の会(5/22) 芥見オリンピック(5/31) 委嘱補導員研修	PTA総会(5/1) イベント①「芥見小 サバイバルウォーク」 (5/ ~5/ )	5	子ども見守り活動(手持ち旗) 交通安全教室・交通少年団(5/17)
6	本部役員会 第5ブロック交流会(6/3) 県P定期大会(6/8) 子育て委員会(6/19) 地域補導委員 青少年育成・家庭部会	広報紙発行①	6	子ども見守り活動(手持ち旗) 鮎の放流の見守り(6/4)
7	本部役員会 学習参観(7/2) 地域補導委員(7/5) 市P評議員会(7/10)	イベント②「家族ラブラブデー」 イベント③「親子de読書」(3日間) イベント④歯磨き大作戦 エプロン補修(夏休み中)	7	子ども見守り活動(手持ち旗)
8	本部役員会 芥見フェスティバル(8/17)	芥見フェスティバル(8/17) エプロン補修(夏休み中)	8	交通少年団講習 見守り活動研修
9	本部役員会・執行委員会 市P評議員会(9/11) 子育て委員会(9/21) 交通安全観音祈願祭(9/29)		9	子ども見守り活動(手持ち旗) 秋季交通安全指導(9/21~9/30)
10	本部役員会 市民運動会(10/13)	イベント⑤「校庭開放ファミリーキャンプ」 (10/5~6) イベント⑥「復活!保護者 給食試食会」 (1年生保護者)	10	子ども見守り活動(手持ち旗)
11	県P研究大会(11/3) 本部役員会 市P大会・市P実践発表 第5ブロック合同講演会 連絡協議会 地域補導委員(11/26)		11	子ども見守り活動(手持ち旗)
12	本部役員会 子育て委員会 第5ブロック交流会(12/2) 学習参観(12/18)		12	子ども見守り活動(手持ち旗) 歩道橋融雪作業
1	本部役員会 市教委・学校公表会		1	子ども見守り活動(手持ち旗) 歩道橋融雪作業(1/24) 子ども110番の家・危険個所の確認
2	土曜参観(2/1) 本部役員会 入学説明会(2/7) 地域補導委員(2/14) 市P評議員会(2/19)	イベント⑦「あくたみフリーマーケット」	2	子ども見守り活動(手持ち旗) 子ども110番MAPの更新
3	本部役員会常任委員会・執行委員会 二十歳の自分に送る手紙 交通安全協会芥見支部新役員研修(3/19) 市P評議会(3/21) 第5ブロック引継ぎ交流会 卒業式(3/25)	広報紙発行②	3	子ども見守り活動(手持ち旗)

## 6 令和6年度 学校協力金会計予算

### <収入の部>

款項	予算額(円)	備考
会費	1,476,000	500円×12ヶ月×(長子数225人+教職員21人)
雑収入	11	貯金利息等
繰越金	1,191,138	令和5年度より繰越金
繰入金	0	
合計	2,667,149	

### <支出の部>

款	項目	予算額(円)	備考
活動費	本部役員活動費	100,000	会議費等
	イベント委員会	275,000	広報誌、カラーテスター、各種イベント
	安全活動費	100,000	110番の家調査、危険個所マップ、その他
	活動費	50,000	その他予備のため
	会員研修費	20,000	本部関係の研修(市P、県P等)交通費代
環境整備費	環境整備費	200,000	校舎内外の補修部品等
学習補助費	入学祝費	100,000	防災ヘルメット等
	卒業記念費	120,000	卒業記念品・卒業証書ホルダー・筆耕等
	水泳指導補助費	20,000	水泳教室の指導員代
	児童図書充実費	40,000	児童図書の購入費
	カラープリンター賃貸料	366,660	月30555円×12か月
	カラープリンターインク代	263,780	リソードットインクキット
	体験学習補助費	240,000	こころの劇場 バス代
教育振興費	活動費	150,000	児童活動援助費、記録費等
	教育振興費	0	
分担金	分担金	120,000	市連P分担金・公民館運営協議会・わが子の歩み等
涉外費	涉外費	5,000	岐阜教育会・ブロック研修費等
慶弔費	慶弔費	30,000	
予備費	予備費	466,709	
合計		2,667,149	

## 7 令和6年度 特別会計予算(案)

### 収入の部

(単位円)

項目	金額
繰越金	815,657
貯金利息等	8
雑収入等	0
合計	815,665

### 支出の部

(単位円)

項目	金額
	0
合計	0

## 8 PTA 規約

# 岐阜市立芥見小学校PTA規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は岐阜市立芥見小学校PTAと称し、同校内に事務所を置く。

## 第2章 目的

第2条 本会は次の目的をめざして活動する。

1. 家庭、学校及び社会における児童青少年の福祉を増進する。
2. 児童青少年の幸福のため保護者と教職員が協力する。
3. 児童青少年の教育的環境をよくする。
4. よい保護者とよい教職員なるよう研修につとめる。
5. 教育財政を確立することに協力する。
6. 郷土理解並びに国際理解につとめる。

## 第3章 方針

第3条 本会は第2条の目的達成をめざす教育を本旨とする民主団体として次の方針にしたがつて活動する。

1. 特定の政党宗派にかたよらず、利的な行為は一切行わない。
2. 本校または本会の役員名でどんな営利的企業をも支持しないし、またどんな職務(公私共)の候補者をも推薦しない。
3. 本会は自主独立のものであって他のどんな団体または機関の支配や干渉をも受けない。
4. 青少年の福祉増進のために活動する他の団体及び機関との協力を惜しまない。
5. 学校の人事、その他管理には干渉しない。

## 第4章 会員

第4条 本会の会員は次のとおりである。

1. 学校に在籍する児童の保護者またはこれに代わるもの
2. 学校に勤務する教職員

第5条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第6条 会員はすべて第2章の目的をめざし第3章の方針に従って活動する義務がある。

第7条 入会と退会については、次のとおりとする。

1. 本会への入会は、「PTA 入会意思確認書」によるものとする。
2. 途中入会・退会時は、「PTA 入・退会届」を会長に提出する。

## 第 5 章 経理

- 第 8 条 本会の活動に要する経費は学校協力金及び他の収入によって支弁される。
- 第 9 条 本会の経理はすべて総会で認められた予算に基づいて行われる。
- 第 10 条 本会の経理は会計監査を経て総会に報告されなければならない。
- 第 11 条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第 6 章 本部役員及び本部役員の任務

- 第 12 条 本会の本部役員は次のとおりとする。
- |      |          |       |    |
|------|----------|-------|----|
| ・会長  | 1名       | ・会計   | 2名 |
| ・副会長 | 1名以上 若干名 | ・会計監査 | 2名 |
| ・書記  | 2名       |       |    |
- 会計と会計監査は兼任することができない。
- 第 13 条 各役員の任期は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。但し後任者の決定まではその事務を扱うものとする。
- 第 14 条 会長の任務は次のとおりとする。
1. 総会、執行委員会を招集する。
  2. 外部に対して本会を代表する。
  3. 執行委員会の承認を得て特別委員会を置くことができる。
  4. 選挙及び会計監査に関する集会を除く外、全ての集会に出席して意見を述べることができる。
- 第 15 条 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその代理をつとめる。
- 第 16 条 書記の任務は次の通りである。
1. 総会並びに執行委員会の議事を記録する。
  2. 諸種の記録通信その他の資料を保有する。
  3. 会長の指示により本会の通信を行う。
- 第 17 条 会計の任務は次の通りである。
1. 総会で決定した予算に基づいて一切の会計の事務を処理する。
  2. 本会の財産を管理する。
  3. 総会において会計監査を経た決算を報告する。
  4. 予算の立案をする。
- 第 18 条 本会の会計を監査するために2名の会計監査をおく。

## 第 7 章 本部役員の選任

- 第 19 条 本部役員の選任は次のとおりとする。
1. 会長、副会長、会計監査は本部役員で指名する。  
書記、会計は会長が委嘱する。
  2. 指名された役員候補の正式承認は新年度の総会で行なう。

第 20 条 会長に欠員を生じた時は、副会長の中の一人が昇格する。任期は前任者の残存任期とする。

## 第 8 章 総 会

第 21 条 総会は全会員を以て構成され本会の最高決定機関である。

第 22 条 総会の定足数は構成員の5分の1とする。

第 23 条 総会は会長が招集する。但し執行委員が必要と認めた場合、または全員の10分の1以上の要求があった場合には総会を招集しなければならない。

## 第 9 章 執行委員会

第 24 条 執行委員会は次の会員を以て構成する。

本会の本部役員、校長、委員会の委員長、副委員長

第 25 条 執行委員会は総会の決議にもとづいて本会の事務を運営し、かつ総会に提出する議案の調整を行う。

第 26 条 執行委員会の定足数は構成員の2分の1とする。

第 27 条 執行委員会は会長が招集する。但し構成員の4分の1以上の要求があった場合、会長は執行委員会を招集しなければならない。

## 第 10 章 委員会

第 28 条 本会には会員の申し出により、執行委員会で協議の上、委員会をおくことができる。

委員会には委員長1名、副委員長1名以上をおくことができる。

本部役員が代行しても構わない。

## 第 11 章 顧 問

第 29 条 本会の運営上、会長が必要と認めたときは、執行委員会の承認を得て顧問、またはアドバイザーをおくことができる。

第 30 条 顧問は本部役員を補佐し、PTA の諸活動の円滑な引継ぎにつとめる。

## 第 12 章 細 則

第 31 条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて執行委員会の議決を経て定める。

## 第 13 章 改 正

第 32 条 本規約は執行委員会で起案し、総会において出席者の3分の2以上の同意により改正することができます。

# 細 則

## 第1章 総会

第1条 3月総会は、必要に応じて会長が召集する。

新年度の総会は、年間行事計画並びに年度予算の審議決定、前年度決算と役員の承認を得る。

## 第2章 規定

第2条 慶弔規定は別項による。

## 第3章 個人情報保護

第3条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「岐阜市立芥見小学校PTA個人情報取扱方針」に定め、適正に運用するものとする。

## 第4章 改正

第4条 本細則は、執行委員会において、出席者の3分の2以上の賛成者がある場合に改正することができる。

## 第5章 緊急事態時の運営

第5条 通常の学校教育が行えないなど、社会情勢上、緊急事態と判断される場合においては、次のように対応する。

1. 緊急事態が総会時期にあたる時は、事態が収束するまでの間、通常総会を延期できる。但し、延期しても事態が改善しない場合や改善の見込みが立たない場合、もしくは急を要する議案がある場合には、紙面総会を行うことができる。この場合にあっても、同一年度内に事態の改善が見られた時には、臨時総会もしくは報告会を設けて会員に説明をしなければならない。
2. 緊急事態が役員、委員の決定時期にあたり、その体制が組めずに総会時期を迎えるときは、本規約、第8章、第9章、第10章にかかわらず、臨時の体制を構成できる。但し、この臨時体制は理由と合わせて総会で説明の上、承認を受けることとし、事態の改善後に新たな体制が構成されたときには、臨時総会もしくは報告会で会員に説明をする機会を設けなければならない。
3. 緊急事態時においては、会長は学校との連絡を密にして協力をし、会員に必要な情報提供をするなどに努めなければならない。

## 附 則

1. 本規約及び細則は平成21年度より施行する。
2. 平成25年5月25日 一部改訂
3. 平成26年5月24日 一部改訂
4. 平成27年1月16日 一部改訂(細則)
5. 平成30年3月9日 一部改訂(細則)
6. 令和3年5月1日 一部改訂(細則)
7. 令和4年5月17日 一部改訂
8. 令和6年5月1日 一部改訂

## 9 個人情報取扱方針

### 岐阜市立芥見小学校PTA個人情報取扱方針

#### (目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、岐阜市立芥見小学校PTA（以下「本会」という。）が、取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

#### (指針)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運営管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。要配慮個人情報とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要するものをいう。

#### (周知)

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などによりPTA会員（以下「会員」という）に周知する。

#### (利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 本部役員・委員名簿等、PTA要覧の作成
- (2) 文書等の送付

#### (個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTA会長に書面で提出された次の事項とする。

氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項

#### (同意の取り消し)

第6条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

2 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとしてすでに配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

#### (管理)

第7条 個人情報は、本会が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

#### (第三者提供の制限)

第8条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命・身体または財産の保護のため必要がある場合

#### 附則

1. 本方針は平成31年度より施行する。

## 10 PTA 慶弔規定

### 芥見小学校PTA慶弔規定

#### 第1条 結婚の場合

1. 学校職員の結婚に際しては、10,000円の祝意を表す。

#### 第2条 出産の場合

2. 学校職員(配偶者を含む)の出産に際しては、5,000円の祝意を表す。

#### 第3条 死亡の場合

3. 会員の死亡に際しては、会長及び該当学年の委員長と学級委員が協議の上、通夜と葬儀に参列し、3,000円の淋見舞と10,000円の香典を贈り、弔意を表す。
4. 児童の死亡に際しては、会長及び該当学年の委員長と学級委員が協議の上、通夜と葬儀に参列し、3,000円の淋見舞と10,000円の香典を贈り、弔意を表す。
5. 学校職員の一親等の死亡に際しては、2,000円の淋見舞と5,000円の香典を贈り、弔意を表す。

#### 第4条 PTA事業及び学校事業に起因する会員の傷病については、役員会で協議し、見舞いをする。

#### 第5条 その他特別の場合は、本部役員会で協議し、慶弔方法を講ずる。

### 附 則

1. この規定は、平成12年4月1日から施行する